

平成29年度から33年度までの 石油備蓄目標（案）について

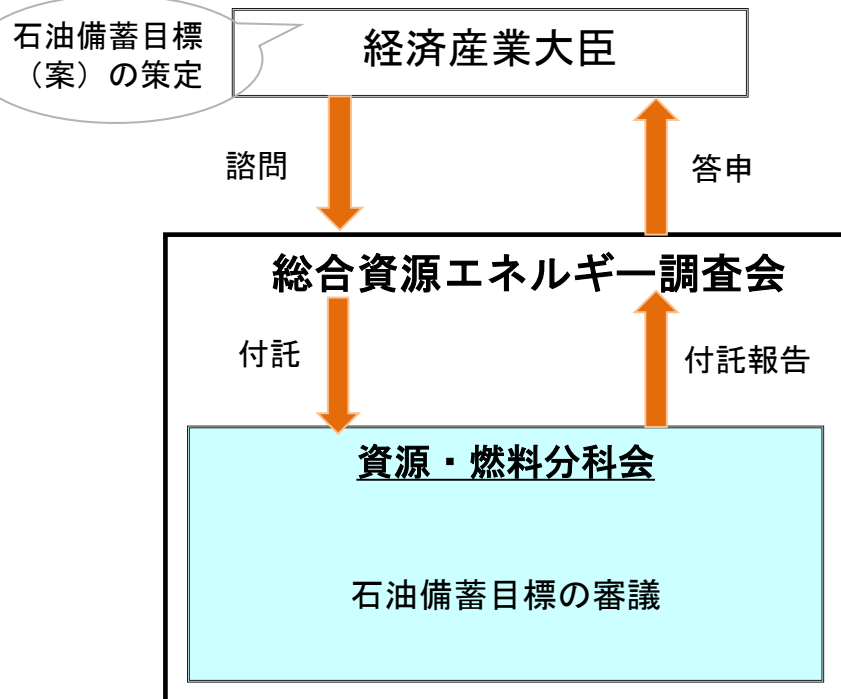
平成29年 5 月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

1. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降 **5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標** を定めるもの。
- 定める事項は、①備蓄の数量と②新たに設置すべき貯蔵施設の数量。

石油備蓄目標の策定の流れ



■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第38号)

- 第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。
- 2 石油備蓄目標に定める事項は、石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。
- 一 備蓄の数量に関する事項
 - 二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項
- 3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。
- 4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

2-1. 我が国の石油備蓄の現状

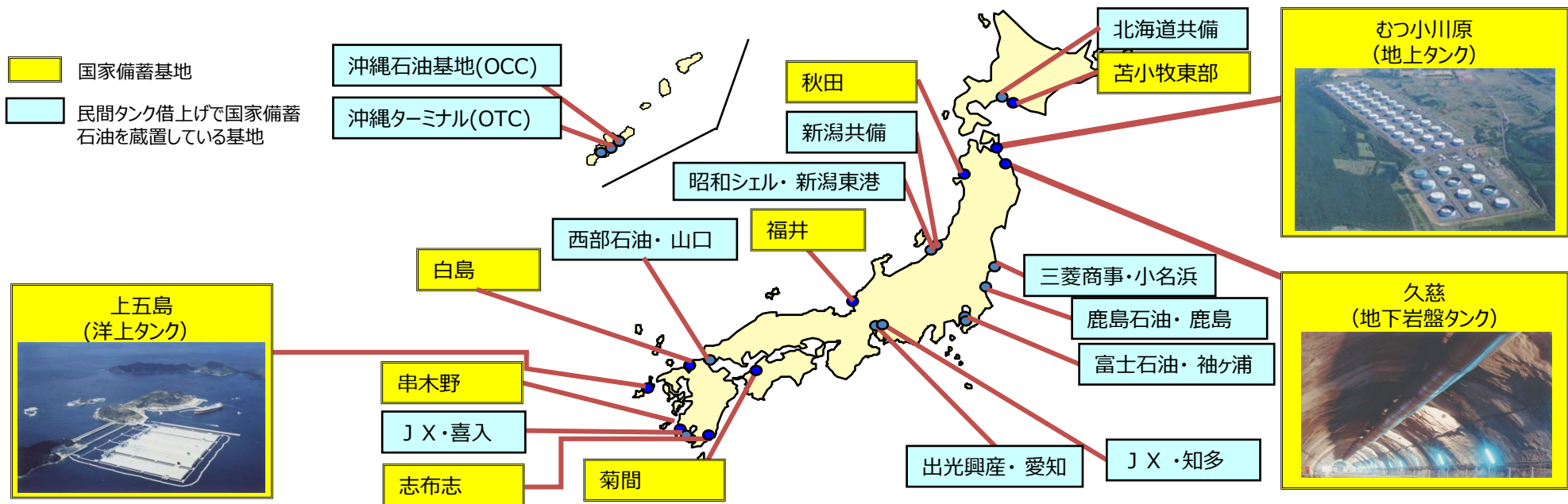
- 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）とサウジアラビアとの間で2009年以降開始した「**産油国共同備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：原油4,811万kl・製品 143万kl（IEA基準：105日分）
- ・民間備蓄：原油1,466万kl・製品1,517万kl（IEA基準：66日分）
- ・産油国共同備蓄（※）：原油167万kl（IEA基準：3日分）

（平成29年3月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄石油の蔵置場所（原油）

国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。

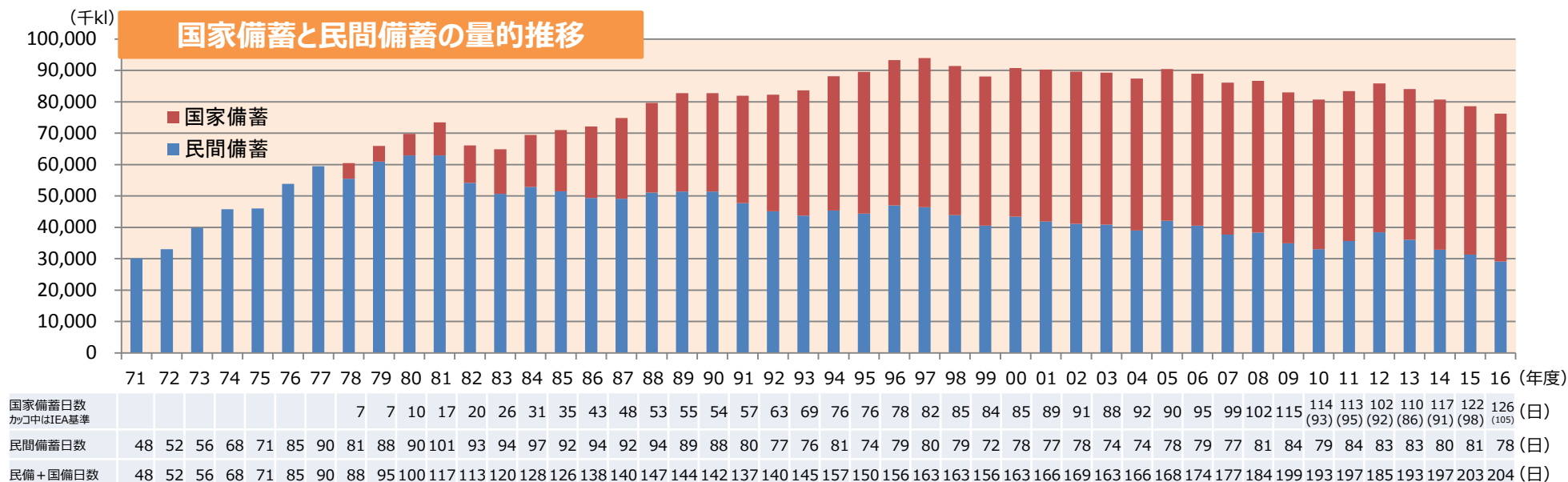


（※）産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国営石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることが保証されたもの。エネルギー基本計画（平成26（2014）年閣議決定）において「第3の備蓄」と位置付けられている。

2-2. 我が国の石油備蓄の歴史

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づく民間備蓄を開始（60日備蓄増強計画）。
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関（IEA）設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法を制定し、民間備蓄を法的義務化（90日）。
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。
- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。
- 平成5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。
平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万klを達成。以降、同水準を維持。

<参考> 産油国共同備蓄は、平成21（2009）年より事業開始しており、概ね3日程度分を維持。



※石油備蓄量は年度末実績。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数（備蓄法基準）。資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

※民間備蓄量（日数）は、基準備蓄量（備蓄義務日数）と民間在庫量（日数）の合計。

2-3. 石油備蓄を巡る昨今の情勢①

- 我が国の燃料油の需要見通しは、今後5年間で9.0%減少。

燃料油の需要見通し								
	実績見込	見通し					年率	全体
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	H28/H33	H28/H33
ガソリン	52,645 —	51,509 ▲2.2%	50,609 ▲1.7%	49,704 ▲1.8%	48,393 ▲2.6%	47,051 ▲2.8%	▲2.2%	▲10.6%
ジェット燃料油	5,370 —	5,347 ▲0.4%	5,333 ▲0.3%	5,340 0.1%	5,330 ▲0.2%	5,338 0.2%	▲0.2%	▲0.8%
灯油	16,216 —	15,574 ▲4.0%	15,081 ▲3.2%	14,637 ▲2.9%	14,139 ▲3.4%	13,696 ▲3.1%	▲3.3%	▲15.5%
軽油	33,401 —	33,375 ▲0.1%	33,293 ▲0.2%	33,373 0.2%	33,292 ▲0.2%	33,361 0.2%	▲0.0%	▲0.1%
A重油	11,969 —	11,355 ▲5.1%	10,878 ▲4.2%	10,433 ▲4.1%	10,013 ▲4.1%	9,642 ▲3.7%	▲4.2%	▲19.4%
一般用B・C重油	5,397 —	5,021 ▲7.0%	4,694 ▲6.5%	4,420 ▲5.8%	4,174 ▲5.6%	3,967 ▲5.0%	▲6.0%	▲26.5%
電力用C重油	7,170 —	7,170 ±0%	7,170 ±0%	7,170 ±0%	7,170 ±0%	7,170 ±0%	±0%	±0%
電力用原油	2,050 —	2,050 ±0%	2,050 ±0%	2,050 ±0%	2,050 ±0%	2,050 ±0%	±0%	±0%
備蓄対象の燃料油計	134,116	131,299	129,006	127,025	124,459	122,173	▲1.8%	▲9.0%
(製品換算)	—	▲2.1%	▲1.8%	▲1.5%	▲2.0%	▲1.8%		

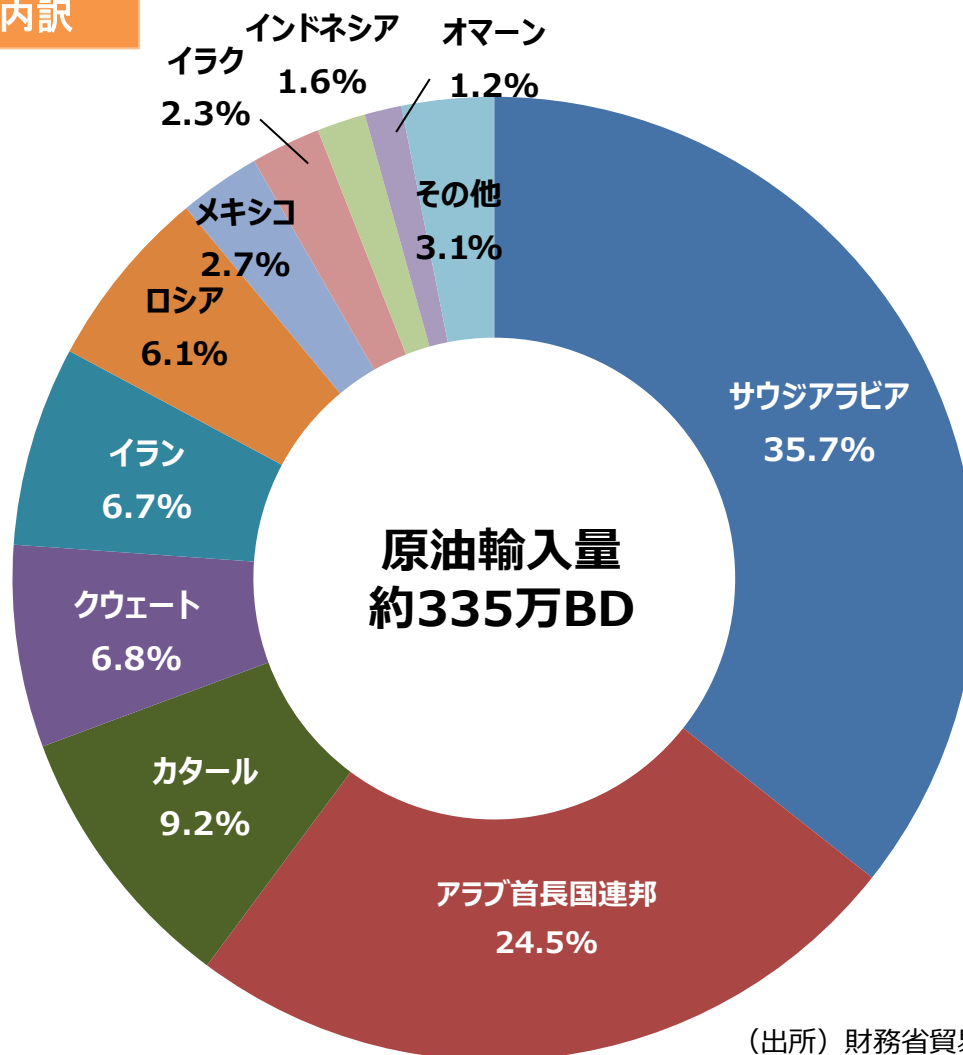
※実績見込及び見通しの上段の数字は燃料油内需量(千kl)。下段の数字は対前年同期比(%)。

※「平成29年度～平成33年度石油製品需要見通し【燃料油編】」(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査WG資料)及び「平成29～33年度石油製品需要見通し」(平成29年3月燃料油需要想定検討会)を基に作成。なお、電力用C重油及び電力用原油は、需要見通しを策定していないため、平成29～33年度の見通しには28年度の実績見込みの数値を仮置きしている。

2-4. 石油備蓄を巡る昨今の情勢②

- 我が国の原油輸入における中東依存度は約86%であり、中東情勢の不安定化等による原油調達の不確実性が高い。

我が国の原油輸入先内訳



(出所) 財務省貿易統計

2－5．今年度以降5年間の石油備蓄目標の考え方

(1) 目標設定の基本方針

- 国内における石油製品需要は減少が見込まれている一方で、我が国の石油輸入における**中東依存度の高さや供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。今後も有事における国民生活を支えるため、**現状の石油備蓄水準を維持**していくべき。

(2) 目標設定の前提

【民間備蓄】

- 石油備蓄法令により、石油精製業者等の基準備蓄量の合計は、**我が国の石油の消費量の70日分**と定められている。

【国家備蓄（及び産油国共同備蓄）】

- 国家備蓄はこれまで約5,000万klの数量を維持してきたが、平成27年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書において、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示され、平成27年度策定の石油備蓄目標においても、国家備蓄は「**産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量**」と確保することとされたところ。

2－6．平成29年度～33年度の石油備蓄目標（案）

①備蓄の数量

民間備蓄：消費量の70日分に相当する量。

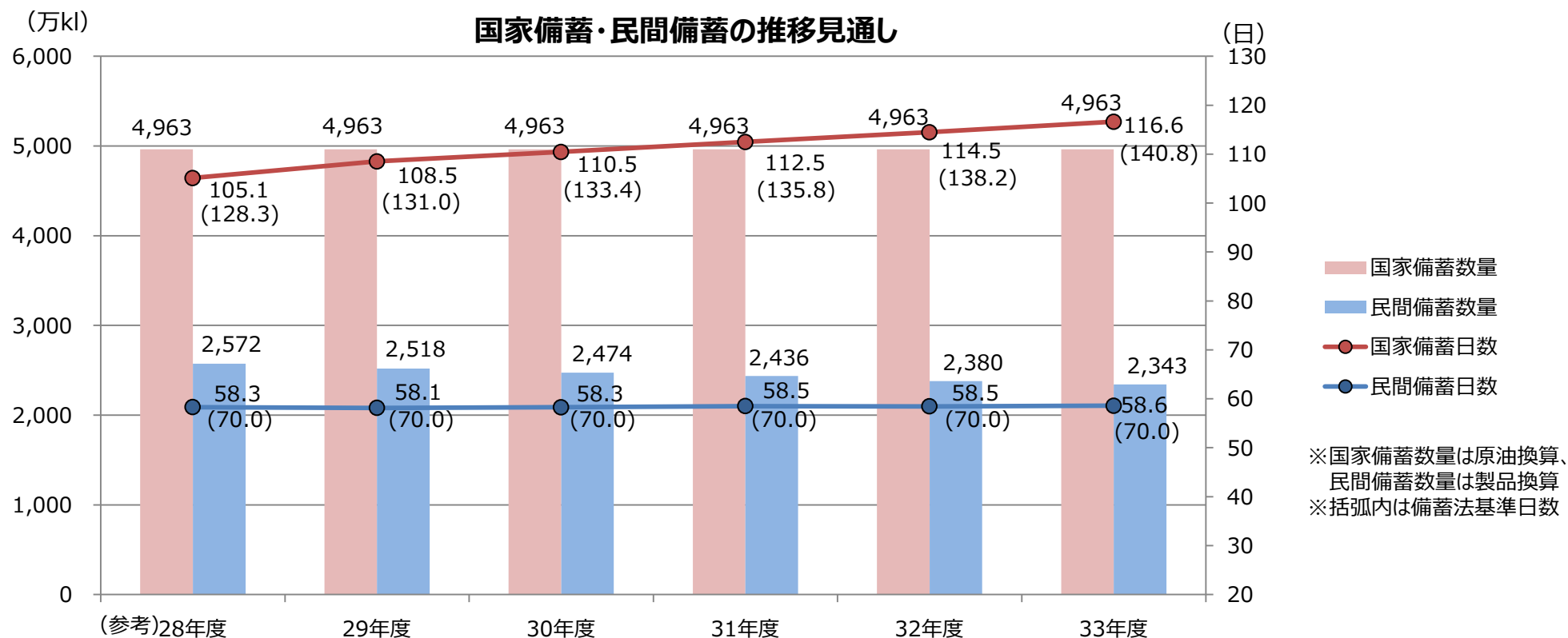
国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度に相当する量。

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量

なし

2-7. (参考) 今後の国家備蓄の日数の見通し

- 国家備蓄は、現状の備蓄数量（約5,000万kl）を維持し続けた場合、日数ベースにおいて目標の「産油国共同備蓄の2分の1と合わせて90日分程度」を十分に超える可能性がある。
- 今後、国内の石油需要の減少傾向を踏まえ、世界のエネルギー需給環境、油価、行政の効率化等を勘案しながら、具体的な保有数量を検討していく。



※国家備蓄数量は原油換算、民間備蓄数量は製品換算

※備蓄日数はIEA基準日数（括弧内は備蓄法基準日数）

※IEA基準の備蓄日数算出に使用する1日当たりの輸入量は、平成28年度分は平成27年実績に基づき、また平成29年度分は平成28年実績に基づき経済産業省が算出。平成30年度以降分は平成28年実績に需要予測の需要減率を考慮して経済産業省が算出。備蓄法基準の備蓄日数算出に使用する1日当たりの需要量は、需要予測を基に算出。

3-1. 我が国のL Pガス備蓄の現状

- 我が国のL Pガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきL Pガス輸入業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：135万トン（49日分）
- ・民間備蓄：151万トン（55日分）

（平成29年3月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄L Pガスの蔵置場所



七尾（石川県）
施設容量 25万ト
備蓄方式 地上低温

倉敷（岡山県）
施設容量 40万ト
備蓄方式 地下常温

福島（長崎県）
施設容量 20万ト
備蓄方式 地上低温



波方基地

（上：地上設備、
下：地下岩盤貯槽）

波方（愛媛県）
施設容量 45万ト
備蓄方式 地下常温



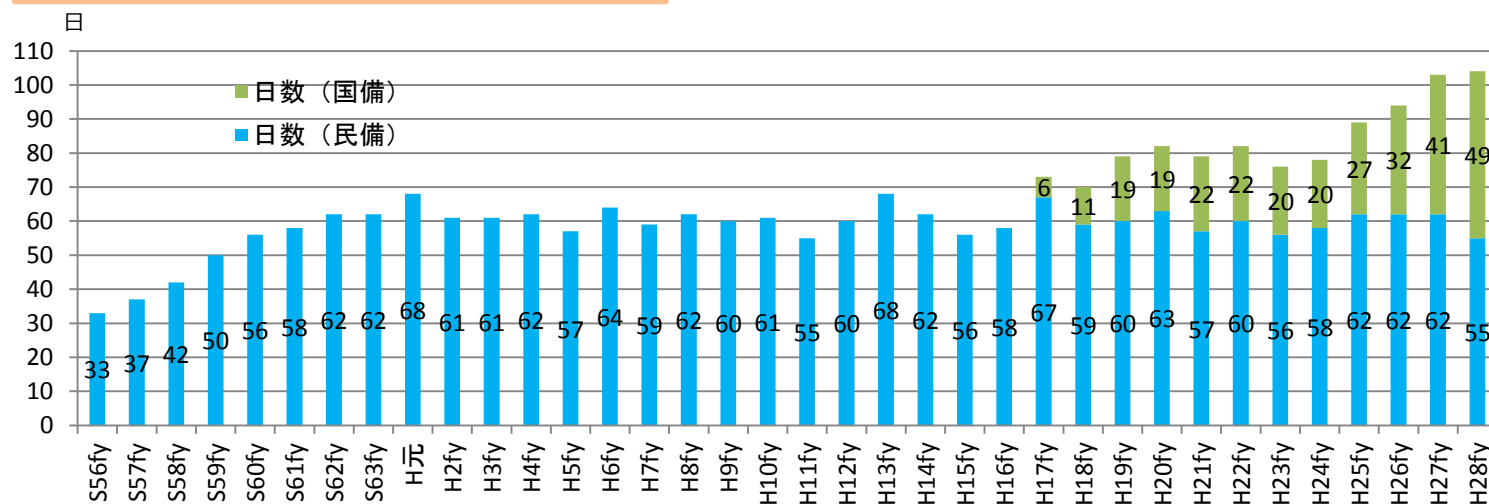
七尾基地

神栖（茨城県）
施設容量 20万ト
備蓄方式 地上低温

3-2. 我が国のLPガス備蓄の歴史

- 昭和56（1981）年：昭和52年のサウジアラビアのプラント事故による輸入量激減等を踏まえ、審議会報告を受けて、石油備蓄法を改正しLPガス輸入業者に**民間備蓄義務（50日）を開始**。
- 平成元（1989）年（昭和63（1988）年度末）：現行の50日備蓄が達成。
- 平成4（1992）年：平成3年の湾岸戦争による輸入の一時中断等を踏まえた審議会報告を受けて、**輸入量40日相当の150万トンのLPガス国家備蓄の目標**を策定。
- 平成17（2005）年：国家備蓄基地（地上3基地）の完成。ガス購入開始。
- 平成25（2013）年：国家備蓄基地（地下2基地）の完成。ガス購入開始。
- **国家備蓄は平成29（2017）年度末までに備蓄完了**を目指し、倉敷（地下）基地でガス購入中（4基地の備蓄は完了）。**民間備蓄は昭和63（1988）年度末に50日備蓄を達成以降、同水準を維持**。

国家備蓄と民間備蓄の量的推移



※国家備蓄、民間備蓄とともにグラフ中の数字は日数（備蓄法基準）

※民間備蓄量は、民間備蓄義務量＋民間在庫量の合計

3-3. L Pガス備蓄を巡る昨今の情勢①

昨年度に策定した平成28年度～32年度のL Pガス備蓄目標は以下のとおり。

①備蓄の数量

民間備蓄：輸入量の50日分に相当する量。

国家備蓄：平成28年度135万トン程度、平成29年度から32年度150万トン程度。

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量：なし



【平成29年度～33年度の備蓄目標策定に向けた方向性】

昨年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会の報告書（中間論点整理）において以下が提示。

【国家備蓄について】

- 石油の国家備蓄目標との整合性等から日数ベースへの見直しが必要。
- 見直しを行うに当たっては、直近の積み増し状況や直近の石油製品需要見通し、民間備蓄義務目標のあり方を踏まえて検討し、国家備蓄と民間備蓄を合わせて90日分とすることを基本。

【民間備蓄について】

- 従前の考え方に沿って、備蓄義務の引き下げによるコスト削減が流通価格の引き下げにつながる環境整備の進展等を踏まえて検討。
- 具体的には、料金体系の透明化、消費者への説明責任の強化はL Pガス事業における公正・透明な競争を促し、流通価格の引き下げに繋がる環境整備の一つと言えることから、液化石油ガス流通WGの報告書に沿ったホームページにおける標準的な料金メニュー等の公表を進展させるべく、元売が率先して取り組むことで他のL Pガス販売事業者への波及を図り、その進展度合い等を踏まえて検討。

3-3. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢②

国家備蓄目標を「日数ベース」へ変更するに当たっての状況の確認

- 積み増し状況 : 昨年度備蓄目標に沿って20万トンを増強し、現在135万トンを備蓄（49日分相当）。
- 今後の需要見通し : 29年度見通しは28年度実績見込比+0.7%の約1,430万トン、33年度は+2.6%の約1,458万トンとなる見通し。
目標としてきた150万トンは、本需要見通しを基に試算される輸入量によれば、今後5年間に亘り、50日分程度（54日～55日）に相当。

液化石油ガスの需要見通し

(注1) 上段の数字は液化石油ガス内需量 単位：千トン
(注2) 下段の数字は前年度比 単位：%

	実績	実績見込	見通し					年率	全体
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	H28/ H33	H28/ H33
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021		
家庭業務用	6,297	6,258	5,994	5,970	5,923	5,813	5,757	▲1.7%	▲8.0%
		▲0.6%	▲4.2%	▲0.4%	▲0.8%	▲1.9%	▲1.0%		
工業用	3,057	3,062	3,090	3,191	3,211	3,238	3,272	+1.3%	+6.9%
		+0.2%	+0.9%	+3.3%	+0.6%	+0.8%	+1.1%		
都市ガス用	964	903	1,054	1,239	1,331	1,429	1,483	+10.4%	+64.2%
		▲6.3%	+16.7%	+17.6%	+7.4%	+7.4%	+3.8%		
自動車用	1,045	1,013	988	965	944	925	908	▲2.2%	▲10.4%
		▲3.1%	▲2.5%	▲2.3%	▲2.2%	▲2.0%	▲1.8%		
化学原料用	2,698	2,689	2,893	2,950	2,934	2,907	2,878	+1.4%	+7.0%
		▲0.3%	+7.6%	+2.0%	▲0.5%	▲0.9%	▲1.0%		
電力用	168	283	283	283	283	283	283	±0.0%	±0.0%
需要合計 (電力用込み)	14,229	14,208	14,302	14,598	14,626	14,595	14,581	+0.5%	+2.6%
		▲0.1%	+0.7%	+2.1%	+0.2%	▲0.2%	▲0.1%		

※「平成29年度～平成33年度石油製品需要見通し液化石油ガス編」（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会石油市場動向調査WG資料）を基に作成。なお、電力用は、需要見通しを策定していないため、平成29～33年度の見通しには28年度の実績見込みの数値を仮置きしている。

3-3. L Pガス備蓄を巡る昨今の情勢③

民間備蓄目標を見直すに当たっての状況の確認①

【エネルギーセキュリティ上の観点からの民間備蓄義務量の水準】

平成26年7月の資源・燃料分科会 石油天然ガス小委員会報告書には、「実際に基準備蓄量を見直す場合には、**有事の際に国内に確実に供給できるだけの信頼できる体制や事業計画**等を事業者が策定していること」と明記。

- L Pガス輸入業者各社は平成26年以降、以下のとおり有事の際の体制整備に向けた取り組みを実施。
 - ・米国を中心に**輸入調達国の多様化**を進展（中東依存度は、平成25年79%→平成28年59%）
 - ・**海上輸送（V L G C船）体制を強化**（平成25年35隻→平成28年40隻）し、我が国への輸入、第三国取引を拡大（我が国の取扱量は平成25年約1,760万トン→平成28年1,990万トン、全世界におけるL Pガス海上貿易量に占める割合は2割程度）
- 上記によるエネルギーセキュリティ上の効果は以下のとおり。
 - ・平成25年時における有事の際の民間備蓄量50日分は、中東以外からの輸入全てが継続すると仮定すれば64日分と評価。
 - ・一方、平成28年時における評価日数は、米国等からのターム契約分の輸入（約300万トン）のみが継続するとしても70日程度。
 - ・更に、我が国の調達力（輸送力）から期待できる米国のスポット市場からの調達量（スポット市場200万トンの2割）を見込めば、74日程度となり、少なくとも、**平成25年当時から10日分が増強されたのと同義となる。**

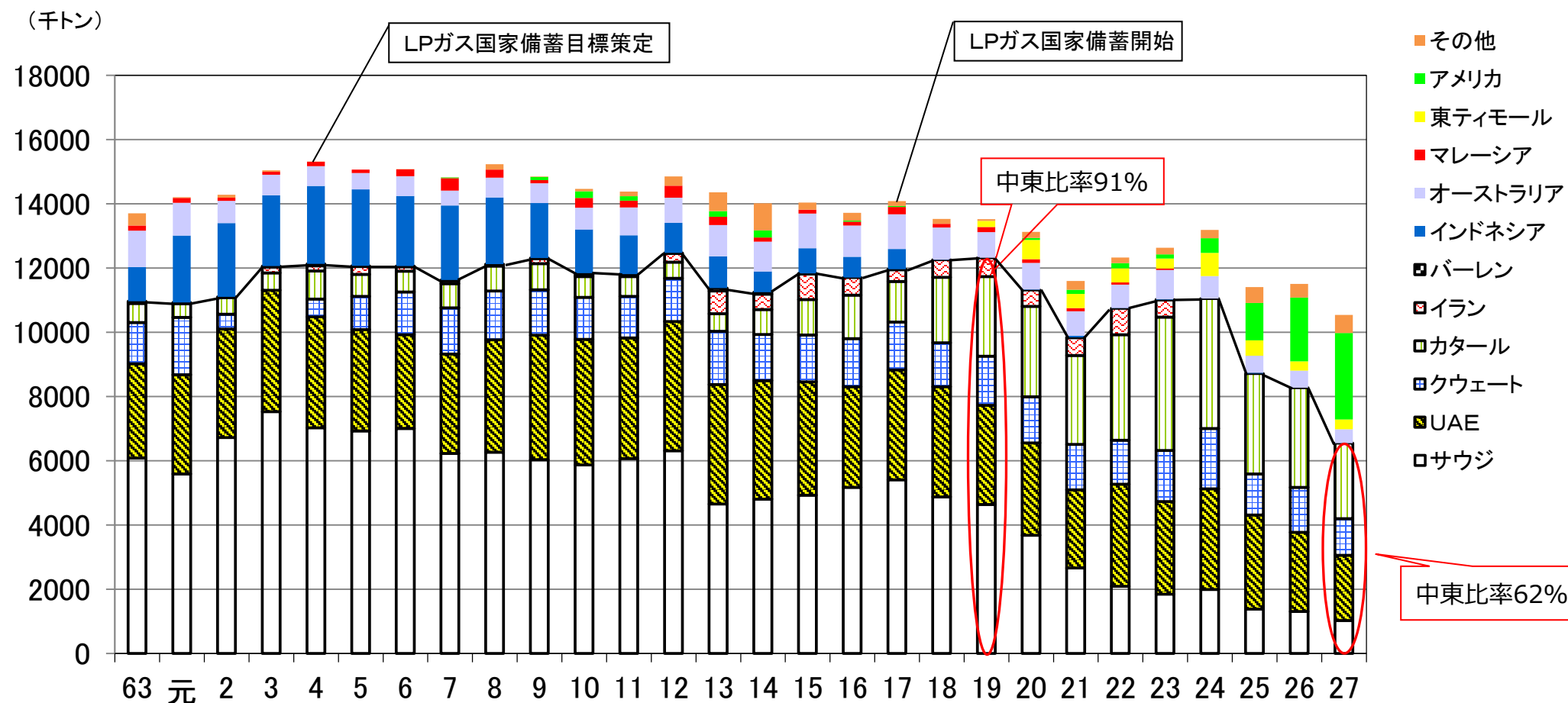


上記の状況から、L Pガス輸入業者は、平成26年以降、有事の際に国内に確実に供給できるだけの信頼できる体制や事業計画等を策定した上で、既に実施をしていると認めることができる。

3-3. LPガス備蓄を巡る昨今の情勢④

- 近年、米国からの輸入（平成27年度は米国が25%で第1位に）に伴い、中東依存度は、ピークの平成19年度91%から平成27年度62%に低下。（平成28年暦年ベースでは59%）

LPガスの輸入量と中東依存度



3－3．LPガス備蓄を巡る昨今の情勢⑤

民間備蓄目標を見直すに当たっての状況の確認②

【標準的な料金メニュー等の公表の進展に向けたLPガス輸入業者の取り組み状況】

- HPで卸売価格の毎月の変動幅を公表し、卸売価格の透明性を向上。
- 全ての出資販売子会社がHPで標準料金を公表済み。
- 加えて、卸先の販売特約店に対して、各地区毎の料金透明化の必要性についての説明会開催（1社最大で50回開催）や8千部の普及パンフレットを作成、送付等を行い、料金の透明化に率先して取り組み。
この結果、販売特約店80者が標準料金を公表。

【LPガス販売事業者への波及状況】

- 現在、HPで標準料金の公表を行っている販売事業者は244で、販売対象消費者は約510万戸。
店頭で標準料金の公表を行っている販売事業者は5,118で販売対象消費者は約405万戸。
LPガス利用総世帯約2,400万戸の約4割に当たる約915万戸に供給している事業者が、既に標準料金を公表済み。
- 上記の他、来年3月までに公表を行う予定の販売事業者数は約2,960で、販売対象消費者戸数は約617万戸。
- 上記を合わせれば、全国のLPガス販売事業者約1万9千のうちの半数程度（有効回答数の約7割）が標準料金の公表を行い、全国のLPガス利用総世帯数約2,400万戸のうち約6割（販売数量で約8割）に供給している事業者が標準料金を公表予定。



上記に鑑みれば、備蓄義務の引き下げによるコスト削減が流通価格の引き下げにつながる環境整備の進展は一定程度認めることができると考えられる。

3－4．今年度以降5年間のL Pガス備蓄目標の考え方

(1) 目標設定の基本方針

- 国内におけるL Pガス需要は増加が見込まれ、また、我が国のL Pガス輸入における**供給途絶リスク**を踏まえれば、**万全の備えを維持**していくべき。
- **国家備蓄**については、**数量ベースから日数ベースに変更し、国家備蓄と民間備蓄を合わせて90日**となる備蓄水準を保持する。

(2) 目標設定の前提

【国家備蓄】

- **国家備蓄を平成29年度（2017年度）に50日程度に相当する量へ増強する。**

【民間備蓄】

- 国家備蓄を50日程度とすることで**民間備蓄義務日数を現在の50日分から40日分に見直す（これにより平成5年に国家備蓄の増強に合わせて民間備蓄を縮減した石油と整合化）**。ただし40日とする時期は、**国家備蓄の50日程度相当量への増強達成やL Pガスをめぐる国際情勢の動向を踏まえ、判断することとする。**
なお、国家備蓄の50日程度相当量への増強は、本年11月頃には達成される見込み。

3－5．平成29年度～33年度のL Pガス備蓄目標（案）

①備蓄の数量

民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量（ただし、その実施時期は、国家備蓄目標の達成や液化石油ガスをめぐる国際情勢を踏まえることとする）

国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量

②新たに設置すべき貯蔵施設の数量 なし